

環境審査顧問会風力部会（オンライン会議）

議事録

1. 日 時：令和3年6月24日（木） 15:00～16:55

2. 出席者

【顧問】

河野部会長、阿部顧問、岩田顧問、川路顧問、河村顧問、近藤顧問、

鈴木雅和顧問、中村顧問、水鳥顧問、山本顧問

【経済産業省】

江藤環境審査担当補佐、野田環境審査担当補佐、須之内環境審査専門職、

萬上環境影響評価係長、工藤環境審査係 他

3. 議 題

（1）環境影響評価方法書の審査について

①大成建設株式会社、株式会社本間組、コスモエコパワー株式会社（仮称）新潟北部沖洋上風力発電事業

方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、新潟県知事意見の説明

②株式会社グリーンパワーインベストメント（仮称）ウィンドファーム八森山

方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、宮城県知事意見の説明

③株式会社ジェイウインド（仮称）新南大隅ウインドファーム

方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、鹿児島県知事意見の説明

4. 議事概要

（1）開会の辞

（2）環境影響評価方法書の審査について

①大成建設株式会社、株式会社本間組及びコスモエコパワー株式会社「(仮称) 新潟北部沖洋上風力発電事業」

方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、新潟県知事意見について、質疑応答を行った。

②株式会社グリーンパワーインベストメント「(仮称) ウィンドファーム八森山」

方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、宮城県知事意見について、質疑応答を行った。

③株式会社ジェイウインド「(仮称) 新南大隅ウインドファーム」

方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、鹿児島県知事意見について、
質疑応答を行った。

(3) 閉会の辞

5. 質疑応答

(1) 大成建設株式会社、株式会社本間組、コスモエコパワー株式会社 (仮称)新潟北部沖洋上風力発電事業」

＜方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、新潟県知事意見＞

○顧問 それでは、本日の1件目でございますが、大成建設、本間組、コスモエコパワーのジョイントで、コンサル日本気象協会の新潟北部沖洋上風力発電事業の方法書について議論を始めたいと思います。私の方から、口火でちょっと発言させていただきます。

風車モデルが9,500kWと1万4,000kWということで、当面、9,500kWで計画されておりますが、この辺は最終的にはどんな形になりましょうか。事業者の方、御説明願えますか。

○事業者(大成建設) 現状、我々が入手できているデータで、今、9.5MWのもので検討しております。我々の考えているスケジュールでいきますと、今の9.5MWが、やる時に買えるのかどうかも今風車メーカーとも協議しているのですが、この辺に対しても、風車メーカーから明解な回答が来ていなくて、その時点になったら、ひょっとしたら14MWとか、そっちの方しか売っていないかもしれないという話があって、幅を持たせた形でこの環境アセスの手続は行っております。

本音の話で、現状でまだ大型の風車メーカーの技術データなどが受領できておりませんので、現時点で決めろと言われると9.5MWとしか言えないのですが、数年たったときの周りの環境状況によっては、9.5MWはもう売っていないくて、14MWしか売っていないと言われると、致し方なく14MWになるのかと思っております。これで回答になっていますでしょうか。

○顧問 分かりました。今、いきなり1万4,000kWということですが、ほかの事業者だと1万2,000kWクラスの話もありますので、結局、最終的にはそのときの情勢で、9.5MWがだめなら1万4,000kWで、基数を調整すると、そういうことになりますかね。

○事業者(大成建設) そうですね。そのときの状況に合わせて、計画のほうも随時合わせていきたいと考えております。

○顧問 分かりました。ただし、9,500kWと1万4,000kWだとブレードの長さが違うので、

いわゆる回転領域が1.4倍ぐらいに膨れ上がるのです。基数は少なくなっても、トータル
の風車の回る領域というのは1.4倍ぐらいになるので、準備書の段階でどんな形になる
のか、あるいは、評価書の段階でどんな形になるのか分かりませんが、その辺は、鳥の
衝突等の予測評価のときには十分注意していただきたいと思います。

○事業者（大成建設） 最新の情報を常に入手しながら対応していきたいと考えており
ます。

○顧問 そのほか、先生方、いかがでしょうか。水関係に関連する御意見はございま
すか。

○顧問 コメントです。私の方からお願いしていた流況観測については、四季の観測を
実施していただけるということで、どうもありがとうございました。くしくもほかの顧
問の先生からも同様な御意見が出ており、知事意見にも同様の趣旨の質問があったと思
います。今回、四季の流速・流向の変動をきちんと把握していただけるということは大
変よいことだと思います。今後、洋上風力地点は多数出てくるとは思いますが、海域の状
況に年間の変動があるということをよく認識して、これを模範に他の地点でもしっかり
調査をしていただければと思います。

それから、補足説明資料14のほかの顧問からの質問のところに整理されていますが、
二次質問で私からコメントを出させてもらいました。海浜への流れや波浪の影響につい
ては、評価項目に選定しないにしても、参考程度でも結構ですので、その影響を評価し
ていただきたい。これだけ大規模な風力発電は我が国ではまだできていないわけで、非
常に新しい立地状況ですので、海浜への影響等については是非検討していただきたいと思
います。

○顧問 事業者の方、よろしいですか。

○事業者（大成建設） コメント、どうもありがとうございます。参考とさせていただ
きたいと思います。

○顧問 そのほか、いかがでしょうか。

○顧問 今回のこの方法書で一番興味を持つのは洋上風力であって、今まで避けてきた
生態系について取り上げることをされているので、非常に高く評価したいのですが、生
態系を取り上げるに至った、勝算がありそうだと考えられた根拠などについて、一言頂
ければと思います。

○事業者（日本気象協会） 今回、海域の生態系ということで、非常に難しいと思った

のですが、これについて有識者・専門家の方にお伺いいたしまして、何を注目種とすることかということを御相談して、今回、方法書に掲載しているような、海鳥としてオオミズナギドリと、典型性として底生生物を選定させていただきました。

○顧問　まず、専門家の方からの御意見で、オオミズナギドリ、風車については回避行動をとるのではないかというような行動特性もあるのですが、そういったところで陸上の風力と同じような考え方で、ピンポイントで風車の土台部分などだけの喪失になるから、生態系としては大丈夫みたいな結論にはなかなか持っていけないのではないかと思います。

それから、採餌海域というのは日々変化するのではないかという予測をしているのですが、その辺のところのデータ収集は非常に難しい感じがします。船上ライントランセクトだけではなかなか物が言えない。採餌行動を情報収集しても、オオミズナギドリが餌を捕っているところでその餌が何かを収集することはできませんから、その辺のところはどのように工夫されるのかという気がしました。それについてはいかがですか。

○事業者（日本気象協会）　餌の収集等につきましては、現地調査に入る前に、専門家の方等にも御相談をしながら具体的な調査の方法等についてやっていければと考えております。

○顧問　新たな試みということで期待しておりますので、ぜひ積極的に調査をやっていただけるようお願いします。

○事業者（日本気象協会）　先生、補足的によろしいでしょうか。

○顧問　どうぞ。よろしくお願いします。

○事業者（日本気象協会）　オオミズナギドリについては、今、先生がおっしゃられたように、栗島に繁殖地がございまして、配慮書のと看、方法書のと看にヒアリングさせていただいている専門家等を通じまして、かなりロガーをつけた調査をされている中で、今の季節的な行動範囲とか日周的な行動範囲、採餌場とか、そういったものの情報を現地調査に入る前に可能な範囲で情報を提供していただけるといふお話も頂いておりますので、そのあたりをもう少ししっかりと精査して、そういう情報も取り込みながら現地調査に生かして、どういうときにそういう採餌行動が見られるかというところを、なるべくそういう条件を絞った中で調査を進めていければいいかと考えております。

一方で、海の生態系にチャレンジするというのは大きな決断がございまして、今のと

ころ、まだ陸上のようにどのように解析していくかというところまでは、残念ながら、方法書のこういった中身あるいは補足説明資料の中では説明し切れていない部分もあるかと思っておりますので、そのあたりは、この後、実際に現地調査に入る前に、あるいは入っていく中でしっかりと考えて、準備書の方で説明ができるような形に持っていきたいと考えております。

○顧問　よく理解できました。ぜひ頑張ってください。

○顧問　そのほか、いかがでしょうか。

○顧問　私の方からは、大きく3点の質問をさせていただきたいと思います。

1つは、流向流速調査ということで、先ほどほかの顧問からお話があったとおりでございます。

2点目は濁りの調査ですけれども、これも取り入れていただくという回答を頂きまして、どうもありがとうございました。

3点目を確認と質問をさせていただきたいのですが、質問番号の43番、底質の粒度調査についてということで、これは1回だけ行いましたと。その理由は、底質はあまり動かないだろうということを念頭に置かれていると思います。

ただ、一方で、底生動物の調査においては、同じ場所で年4回の調査が予定されております。同じ場所とはいっても、微妙に場所が違いますと底質が少し変わって、しかも、その底質の影響で微妙に底生動物の顔ぶれも変わってきます。しかも、底生動物の調査をされるときには底質ごとサンプリングされるわけですので、同時に底質も粒度も調べられておくことが非常にいいのではないかと。そうしないと、底生動物の顔ぶれが変わったときに、これをどう説明できるのかと。

一番大きな要素としては、底質の粒度がありますので、私としては、ぜひ粒度も同じタイミングで4回調べられたらいいかかと思います。いかがでしょうか。

○事業者（日本気象協会）　頂いた御意見の理由を理解いたしましたので、粒度の四季の調査については検討させていただきたいと思います。

○顧問　ぜひよろしく御検討ください。

○顧問　水産関係の先生、何かコメントをお願いできますか。

○顧問　今言っていたようなことで結構ですが、新しく岩盤が形成されるということで、生態系の大きな変化というのが予想されるわけですが、その辺をきちんと事後評価で、今回の工事で一体何が起こったのかということを残していただくことが

重要かと思います。

○顧問　私の方で、環境DNAを併せて調査したらいかがでしょうかという提案をさせていただいているのですが、回答ではまだ、生物の変化を把握するに至っていないのではないかということですので。

○顧問　環境DNAは最近かなり普及していますけれども、まだ海域にある生物を網羅的に調べるような方法が確立されていないので、どうでしょうか。トライしていただくのは問題ないと思いますが、それで何か変化が押えられるとなるかどうかは、まだ方法論的に問題があるかという気がします。

○顧問　私も今の先生と同意見です。陸上に比べて水中の生物についてはまだまだ知見が不足していて、方法論としては確立していないと思います。水中でどのように移動しながら分解していくのかという基本的な情報、DNAの基本的な情報もまだ確立していないので、この段階であまり高度のことを求めるのもちょっと時期尚早ではないかと思いました。

○顧問　了解です。魚類関係の先生、お願いします。

○顧問　先ほどほかの先生がおっしゃったように、今回、海域の生態系についても対象とされているということは、非常に評価されると思います。

そして、それに関連してお伺いしたいのですが、海域の生態系を考えるときに、底質の状況というのが非常に大きく影響すると思いますが、まず、細かいことですが、方法書の158ページに、当該海域で花崗岩による岩石質が広がっているという記述があるので、これについては、見た感じだと全くの砂だと思っていたのですが、どういう状況でございましょうか。

○事業者（日本気象協会）　岩石質というのは、この対象事業実施区域の範囲というよりも、その北の方で確認されているということになります。

○顧問　そうすると、当該海域には岩が頭を出しているようなところは確認されていないという理解でよろしいですね。

○事業者（日本気象協会）　そうですね。現時点で、対象事業実施区域というのはほぼ砂質と考えております。

○顧問　もう1点、海藻の調査についてお伺いしたいのですが、現在、4本の測線を設けておられますが、そこで枠取り調査等をされるということなのですので、これは海藻がある可能性はあるのでしょうか。

○事業者（日本気象協会） 現時点で、確かに先生おっしゃるとおり、この辺りは砂質で、岩石等がありませんので、海藻類の確認というのは分からないのですが、測線に沿って調査をして、その辺りの実態がどうなっているのかは確認しておきたいと思います。

○顧問 もし可能であればなのですが、浅いところでも水深20mぐらいのところは改変区域になるようですので、恐らく船舶による走査が可能なのだと思います。

ですから、もしできれば、船舶で海底の状況を見るとか、あるいは、ROVのようなものを使われるなどして、改変区域の底質の状態、あるいは、海藻の有無みたいなものを海岸線に沿ったような形で確認しておくというようなことも御検討頂ければと思います。

○事業者（日本気象協会） 浅い区域の調査方法等について御意見を頂きましたので、今後、現地調査をする際には参考にさせていただきたいと思います。

○顧問 そのほか、いかがでしょうか。騒音関係はいかがですか。

○顧問 あまりメジャーな質問ではないのですが、補足説明資料の25番、33ページです。34ページに図がありますが、風況観測塔の場所を教えてくださいということで、「OM2」というところにありますという御回答を頂きました。

これはコウモリの音声を取る場所と同じだと聞いております。風力発電機が16kmぐらいの幅で広がっているということなのですが、1点の風況観測塔で有効風速を代表させるということになるのかと思いますが、その解釈としては、ハブ高さが112～139mと書いてあったので、相当高いところの風速を推定することになるだろうと。

そして、海岸線基盤のところの風況観測塔でベキ乗則を使って上空を推定したとしても、これだけ広い範囲の風況と、海岸1点の風況の地上高の非常に高いところとではあまり変わらないという考え方で、1点でよいだろうと考えられているのか。それとも、いや、そうではなくて、ここに「OM1」、「OM3」というのもあって、そういったものも併せて検討しながら調べるのだと、そう考えられているのか。その辺の考え方をお教えたいただきたいと思います。メジャーな質問ではありませんけれども、お願いします。

○事業者（日本気象協会） 風況観測塔の1地点としましては、現在、「OM2」の方で実際に観測が行われておりまして、風況観測塔としては、この1地点でデータを取得したいと考えております。

「OM1」、「OM3」の方は、コウモリの調査地点としているのですが、風況観測塔ではなく、樹高棒等を使って、高さ10m程度の調査をしようと考えているところです。

ですから、風況観測データとしては、「OM2」1地点を考えております。考え方としては、この対象事業実施区域の状況ですけれども、先生おっしゃるとおり10数kmにわたって広がってはいるのですが、地形的なものとしては割と単純な海岸線でありまして、西の方に海、東の方に陸という単純な形でありますので、「OM2」の1地点でこの対象事業実施区域の風は代表できるのではないだろうかと考えております。

○顧問 分かりました。風の方向というのは大体海の方から吹いてくるのだろうと想像しているのですが、そうすると、風速勾配も同じようなものだろうと推定できるのだろうと思いますけれども、今のところ、この辺の海上の風速勾配と海岸の風速勾配の関連性についての知見というのはまだないのでしょうか。

○事業者（日本気象協会） 現時点では、この辺りの海岸付近の上空の風のデータの知見というのはない状況です。

○顧問 ありがとうございます。あまりメジャーな質問ではなくて、すみません。

○顧問 ちょっと関連しますけれども、NEDOの調査などで、スキヤングライダーを使った調査をもうやられていて、日本気象協会は積極的に対応されているようなので、そういうものが使えるか使えないか、こちらでちょっと試してみるというのもあるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○事業者（日本気象協会） 今後、NEDO等のこういう海岸付近の、若しくは洋上・上空のデータを入手できたら、そういうデータも踏まえて検討させていただきたいと思います。

○顧問 できるだけチャレンジングしていただきたいと思います。そのほか、いかがでしょうか。9-10番を出していただけますか。飛翔ルートの話です。ガン・カモ類の飛翔ルートについて記録がありましたらということですが、これはお答えになっていただいたのは、渡りのときの大きなルートのお話をされているのだと思いますけれども、私が懸念しているのは、河口もあつたりするので、例えば、北海道方向に行くとか、この地点を経由してどこそこに行くというような、遠距離での渡りのルートではなくて、日常的な餌地とねぐらとの間の飛翔ルートについての情報はないのでしょうか、という意味合いで質問させていただきました。

海域がメインですので、海側に出て行って飛翔するのかもしれないのか、日常的なルートとしてはそういうものはあるのかないのかというのは、把握しておく必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○事業者（日本気象協会） 日常的な渡り等の行動についてのデータというのは、現時点では把握できておりませんので、今後、そういうデータについても、知見がないか、情報の収集等には努めてまいりたいと思います。収集できた場合には、それらも踏まえて検討させていただきたいと思います。

○顧問 よろしくお願ひします。それから、もう1点、9-36、9-38、猛禽類の調査の話ですが、9-36で「ミサゴ等の猛禽類について」ということで、9-36も9-38もそうですけれども、今は海域側に何もないので、多分あまり海側に出ていっていないのだと思うのですが、風車ができることによって、魚類の増集効果などがあったり、あるいは構造物があたりして、ミサゴのようなものがそちらに出張するというような形になると、そちらの方が、餌が捕りやすいという状況になると、飛翔パターンが変わったりする可能性があるので、現況の沿岸域の陸域側を中心とした地上の状態から、風車が出来上がった後、どのように飛翔パターンが変わるのかというのは押さえる必要があるのかと思いますので、その辺、定点観測で、海側だけではなくて、陸域側の状況と、両方併せて押さえられるように、ちょっと配慮をお願いしたいと考えています。いかがでしょうか。

○事業者（日本気象協会） 先生から頂いた御意見のとおり、陸域側の猛禽類の定点調査についても検討させていただきたいと思います。

○顧問 そのほか、先生方、よろしいですか。特に御意見はございませんか。

それでは、一通り御意見が出たということで、補足説明資料にのっとして、また準備書に向けて準備を進めていただきたいと思います。

それでは、またお気づきの点がございましたら、先生方から別途事務局に御意見を投げかけていただければと思います。それでは、事務局にお返しします。

○経済産業省 ありがとうございます。それでは、新潟北部沖洋上風力の方法書につきましては、以上をもちまして審査を終了させていただきたいと思います。

（２）株式会社グリーンパワーインベストメント「（仮称）ウィンドファーム八森山」

＜方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、宮城県知事意見＞

○顧問 それでは、本日2件目、グリーンパワーインベストメント、ウィンドファーム八森山の方法書について議論を始めたいと思います。コンサルは、いであ株式会社です。

それでは、最初に口火を切らせていただきます。最初に、造成関係の先生からいきなり、事業計画について熟度が低いぞという御意見を頂いていますが、最近、この手の方

法書として、改変区域とか造成計画というものが方法書としてあまり提示されていないものが目立っていますので、その辺は注意していただきたい。

例えばの話ですが、確定ではなくても、風車の配置想定図が出せるということは、そこに至る道路もある程度想定されているという前提だと思うのです。そうすると、造成計画がパーフェクトである必要はないのですが、ルート図を改変しなければいけないのか、既設でいけるのか、その辺くらいはある程度出していただきたいと思います。その辺はこれから気をつけていただきたいと思います。

事務局も、配置図だけではなくて、ルート図くらいまではちゃんと出すように指導をしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○経済産業省 おっしゃるとおり、どの程度の改変の部分かが分からないと我々も審査を進めにくいので、今回の資料でもいいので、出すようにお願いをしておりましたので、これからもっと積極的に出していただけるようにお願いをしていきたいと思います。

○顧問 造成関係の先生、御意見はありますか。

○顧問 今のお話に尽きるのですが、要は、改変内容が分からない限りは環境審査できないです。そこで、方法書の段階で地権者との対応とか公表できない情報とか、いろいろ理由はあると思うのですが、方法書の段階で改変を仮定しておかないと、その後の計画で環境改変の低減をしているということが、ただ言葉だけで言われても、本当にそれが最小化されているのかという根拠が見当たらないです。

そういう意味で、改変内容をある程度仮説でも提示していただいて、それに基づいて、どういう環境影響評価あるいは調査をするかということが決まると思うのです。

○顧問 今の御意見のとおりだと思います。基本的に、地権者とまだちゃんと調整がとれていないという資料については、非公開資料として扱えますので、審査用の資料として非公開で提出できると思いますので、今後はできるだけそういう対応をお願いしたいと思います。事務局もよろしいでしょうか。

○顧問 もう1つですが、この1-1でも書きましたが、事業地内での切り盛りバランスというのをしますということが、大体どの事業者も判でついたように書いてあるのですが、切り盛りバランスは必ず環境影響を低減するとは限らないということですね。その辺を、切り盛りバランス・イコール最善だと思い込まないようにしていただければと思います。

○顧問 そのほか、いかがでしょうか。

○顧問 生態系のところになりますので、よろしくお願いします。

方法書の方ですが、典型性で鳥類群集を選定していただいている、樹林性の鳥類を対象にしているということが書かれていますけれども、405ページあたりにフロー図が描かれていて、飛翔空間の把握とか採食場所の把握、繁殖場所の把握というのが書かれているのですが、これが現地調査のところではなくて、整理・解析のところを書いてあって、現地調査については、動物の鳥類のところと同じということで書かれているのですけれども、飛翔空間とか採食場所あるいは繁殖場所については、現地では調査されないということなのでしょうか、確認したいので、よろしくお願いいたします。

○事業者（いであ） 現地でも記録としては取ってまいります。それだけでは不足する場合もありますので、一般的な鳥類の生態などで、どういう場所で餌を食べるのか、どういう場所で繁殖するのか、そういうものから補完しましてデータを整理したいと考えております。

○顧問 了解しました。現地でもきちんとデータを取っておいていただいた方がいいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○顧問 私の方から、関連して。9-3.6、クマタカの話です。今はまだ仮の状態なのですが、対象事業実施区域に対して、この図でいくと南西の端に2つ対象事業実施区域がありますね。一番南西端の小さい島と、その右側のY字型のところと、これはつがいがかろうどカバーしている領域だと思うのですが、ここのエリアに風車を建てるとつがいはなくなる可能性があるのではないかと予測しています。その辺はいかがでしょうか。

○事業者（いであ） 11月から調査を始めたものですから、比較的、飛び回る時期の結果だと考えてください。今まさに調査を行っているところですが、その後、繁殖地がどこになるかというのが今後の調査で見ていかなければならないポイントだと思っております。

それから、現地の状況で、冬の間は雪があるため、西側の方はなかなか人が入ることができていないということで、遠くからの観察がこの図面では主体となっております。それを今繁殖期の調査ということで、結構近くまで、中の方まで入って調査をしておりますので、その結果で、今後の結果も含めて、影響について検討していきたいと考えております。

○顧問 了解です。多分、予測フロー図を作っていると思うのですが、飛翔の状況からすると、今の段階でいくと、南西の2つの区画では風車の配置が難しいのではないかと

いうイメージで、最終的に準備書の段階でどういう結果になるか分かりませんが、今の状況だと、クマタカにとってはかなりリスクの高いエリアになる可能性があると思いますので。高度利用圏、営巣中心域、それから、風車の設置工事から稼働時期によっては風車を忌避するといったクマタカの行動が想定されますので、予測評価のときにはちょっと注意が必要かと思います。

○事業者（いであ） 注意して調査していきたいと思います。

○顧問 よろしくお願ひします。動物関係の先生、御意見はありますか。

○顧問 今の生態系のことで、今までのほかの事業での生態系の評価の仕方とちょっと違うと思って質問したのですが、この方法でいきますと、あくまでもクマタカの狩り行動が的確にほとんど把握できるという前提のもとにやられているわけですが、クマタカの狩り行動というのはそんなによく記録できますか。

○事業者（いであ） おっしゃるとおり、断片的な記録ではあるのですが、それでも、狩りをした場所そのものではなくて、例えば、止まって周辺をきょろきょろしているとか、そういう採餌行動は比較的よく確認されますので、そういうものから採餌場所がどこかというのを推定していきたいと考えております。

○顧問 要するに、狩場自体に影響が出るということは、すなわち、その狩場の生態系に影響が出る、上位性のものがいなくなる可能性があるもので、その辺の評価に持って行ってもらいたいという質問だったのです。

これはクマタカに影響なければ、クマタカが死ななければいいというものではなくて、生態系の中での評価項目だと思うので、それについてはどうですか。

○事業者（いであ） クマタカはいろいろな食べ物を餌とする種ですので、そういう意味で、上位性ということで選んでおります。そのクマタカの餌場を確保することによって、さまざまな生物の生息の場というのも確保できるのではないかと。そういう観点でまとめを行っていかうと考えております。

○顧問 もしクマタカの狩場がちょうど風車を建てる予定のところであって、今までの事例ですと、クマタカというのはよく行動圏を変化させたりするのですが、そういった場合に、風車を建てたところの生態系はどうなるかという考察は行わないということでしょうか。

○事業者（いであ） 風車を建てることによってその生態系が変わってというようなことで考えていくときに、今、鳥類群集のほうで、例えば、樹林環境が草地環境に変わっ

たときにどういう種に変わるとか、そういうことは見ていこうと考えております。

○顧問 分かりました。

○顧問 今、ちょっとかみ合っていないところがありますけれども。ある意味で、クマタカがいなくなると、例えば、餌としてノウサギなどが使われていると考えたときに、上位性の種がいなくなればノウサギの出現率が高くなるとか、そういうカスケード・インパクト的な問題も起こってくるので、そういう点もちゃんと見る必要があるのではないかと思いますので、その辺はよく考えて準備書に向けて準備をしていただきたいと思います。そのほか、いかがでしょうか。

○顧問 補足説明資料に対して2つ質問と意見を、それから、知事意見に対して2つ質問と意見を申し上げたいと思います。

まず、補足説明資料で、1.7、3ページです。質問は、大型車、コンクリートミキサー車というのは相当大きな騒音を出して走るわけですが、それが出発するコンクリート基地の場所を走行ルートの中に示してくださいということをお願いしました。

回答については、次の4ページに、2か所考えられると説明されています。私は何度も同じような質問をいろいろな事業者に行っているのですが、コンクリート打設時のコンクリートミキサー車の流れであるとか台数であるというのは、どこをどのように通って対象事業実施区域に入っていくのかとか、道路騒音の調査ポイントとして、その場所が適切なかどうか。

そのほかには、インパクトを受ける場所、つまりどの範囲の沿線が大型車よっての騒音の影響を受けるのかを事前に把握しておくべきだという考えを持っています。それゆえに、大型車の出発の起点になるところを、複数でも構わないのですけれども、出してくださいとお願いしています。

この図には、沿道1、沿道2という場所が書いてなくて、判別ができないのですが、今後、準備書に移られる時点で、コンクリート基地の場所が確定してくると思います。

1か所かもしれませんし、2か所かもしれませんが、その場合に、道路交通騒音と振動の調査地点が大型車の流れからして適切な場所にちゃんと設けられているかどうかを再検討した上で、次の段階に進んで頂きたいと思います。これは質問ではなくて、コメントですね。これはまずよろしいでしょうか。

○事業者（グリーンパワーインベストメント） 承知いたしました。現状、コンクリート基地から対象事業実施区域に向かっていくところに対して調査地点を設定しておりま

すが、もし今後この辺のルートが変更になるなどの場合には、それに合わせた調査地点の設定をしていくということで理解をいたしました。

○顧問 次に、補足説明資料の3.2、7ページです。先ほど言っていました道路交通騒音の調査地点で、沿道1という名称がついているのですが、このポイントが面する道路の種類と路線名は何ですかという質問をしています。それで、町道鳥ヶ森線となりますと書いてあります。

本当はここに何車線あるかということを書いていただくともっとはっきりするのです。車線数を聞いているのはなぜかという、方法書でいうと338ページのところに、「調査地点の設定根拠」というのが表と文書で記載されている箇所があります。ここを読んだときに、調査ポイントが幹線交通を担う道路に面している場所なのか、そうではなくて、通常のそれ以外の一般的な道路に面しているところなのか。そういう判定をしたいと思っているわけです。その判定によっては、環境基準の値が変わってくるということです。ですから、そういう情報は、この「調査地点の設定根拠」のところに必ず書いていただきたいと思います。

繰り返しますけれども、面する道路の種類、国道であったり、地方道であったり、町道であったり、市道であったりしますが、それプラス路線名、そして、可能であれば車線数です。市道の場合は車線数によって幹線交通を担う道路かどうかという判定が違ってきますので、そういう情報を方法書の設定根拠の表の中に入れていただきたいと思います。これは意見でした。事業者、いかがでしょうか。

○事業者（いであ） 承知いたしました。こちらにそういった形で路線名や車線数を入れるようにしたいと思います。

○顧問 よろしく申し上げます。次に、宮城県知事意見の方を見ていただいてもよろしいでしょうか。その2枚目です。2点ほどお願いしたいと思います。

個別的事項というのが2番目のところにありまして、（1）騒音、振動、低周波音及び風車の影、電波障害による影響とあります。この項目のハですが、知事意見として、「建設機械の稼働に係る騒音については、等価騒音レベルによる環境基準を準用した評価に加え、5%時間率騒音レベルによる特定建設作業に係る騒音の規制基準を準用した評価を行うこと」という意見が出ています。

前半の部分はいいはずであり、方法書でもそのように書いてあるのですが、後半の「5%時間率騒音レベルによる特定建設作業に係る騒音の規制基準を準用しなさい」と

言っているのですけれども、騒音規制法というのはそもそも排出源規制に相当しますので、基本的には敷地境界上で一定の騒音レベルを超えてはいけませんよ、とそういう法律なのです。

ですから、風車を設置します、そのときの工事を行います、でも、敷地境界はどこですかと聞かれたときに、敷地境界という概念が実はありませんよね。そうすると、特定建設作業に係る騒音の規制基準を適用する場所というのが見当たらないということになります。

ですから、ちょっと困った意見だと思って見ておりますが、結論から言うと、基準値は85デシベルという膨大な数字なので、ほとんどクリアするだろうと思いますけれども、これに対して事業者の見解としてはどのように答えられるのかと思ひまして、それをお伺いしたいと思います。

○事業者（いであ） 評価に当たりましては、やはり最寄りの住宅の等価騒音レベルで評価を行う予定にしております。5%時間率の騒音レベルの予測につきましては、検討はさせていただきますが、基本は住宅における等価騒音レベルで評価を行う予定としております。

○顧問 分かりました。多分、これは見解を書かないといけないと思うので、その辺はうまく工夫していただければと思います。あるいは、5%値のコンターを書いて、85デシベルの場所はありませんよと、そういう手もあるかとは思ひますが、それは事業者にお任せしたいと思います。

2つ目の意見です。二ですが、「施設の稼働における騒音等の影響については、風力発電施設からの距離や環境省が定める指針等に基づいて一概に評価するのではなく、平成30年10月にWHOが改訂した環境騒音についてのガイドラインを参考にするなど、最新の知見に基づいて、適切に評価すること」と書いています。

これについては、事業者の方、どうされますか。私は私の意見があるのですけれども、先に事業者の意見をお聞きしたいのですが。どうぞ。

○事業者（いであ） こちらにつきましては、ガイドライン等の最新の情報を見比べて、どのように評価していくかを検討する予定にしております。

○顧問 分かりました。ほかの事業者にもこういう意見がつくことがあるので、情報提供として申しておきますと、WHOのガイドラインの騒音の指標というのは、我が国という航空機騒音の騒音指標と同じLdenですが、Ldenのdenはday、evening、nightの頭

文字です。つまり昼と夕方と夜の等価騒音レベルにペナルティをつけて加えるという指標です。

日本では航空機騒音でそれが使われていますが、仮に参考値として計算する場合には、時間帯の区分がヨーロッパと日本では違うということに留意をしながら考えていただければいいかと思います。計算しないということであれば、それでも結構ですけれども。

もう1つは、ガイドラインの値はL_{den}で45デシベルという数字になっています。これは24時間の定常音に換算すると大体39デシベル前後になります。このWHOのガイドラインというのはそもそも健康影響に対するガイドラインでして、ちょっと信じられないでしょうけれども、虚血性心疾患であるとか、高血圧症であるとか、不眠症であるとか、聴力障害であるとか、そういったものが対象になっています。

健康影響の中には、アノイアンス、不快感というのもあります。このガイドラインの45デシベルについては、その推奨の強さというのが書かれていて、これは「条件つき」となっています。条件つきということの意味は、エビデンスの質がとても低いという意味で、不確実なことが多いということを認識してくださいとなっています。

ですから、これは計算したとしても、評価の対象にはならない、日本の国又は地方公共団体の定める基準ではありませんので、計算するとしても、参考として出していただくということと、先ほど申しましたように、これは条件つきということでエビデンスの質が非常に低い状態での推奨値だと。そういうことを参考にしていいただければいいかと思います。

意見を聞くと言いながら、自分の意見を長々としゃべってしまいまして、申し訳ありません

○事業者（いであ） 先生の御意見、顧問の先生方の御意見を踏まえまして検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○顧問 それでは、ほかはよろしいですか。

○顧問 補足説明資料の3.8「事業実施想定区域の風況について」というところですが、回答の意味がよく分からないところがあります。

方法書の459ページに風況の図がありまして、これは配慮書のときの図なので、その中に事業実施想定区域があって、その中に1点明確な点が示されていて、その風況ということで、図の右下に風配図と風況曲線というのが描いてあって、その年間平均風速が6.9m/sという、そういう図があります。

それで、「ここで取ったよ」と読める風配図の描いてある場所の風速と、そのマップが示している風速が違っているじゃないですかというのが質問です。

それに対する御回答として、「風配図の図は調査範囲内の代表的なものであり、事業実施想定区域内に示した地点のものではありません」ということですから、459ページに示している点を指しているというのは間違いですということですね。それで、その前に書いてある「調査範囲内の代表的なものである」という意味がよく分からないのですが、これは実際にはどういう値を出してきたのでしょうか。

○事業者（いであ） 回答の書き方が分かりにくくて、大変申し訳ございませんでした。

これはこの範囲内の風況の代表的な図ということになっておりまして、今指しているところの風況のデータではないことを回答させていただいたところです。

事業実施想定区域よりもちょっと北側の方のデータとなっておりますので、そういう意味で回答させていただいているところでございます。

○顧問 そうすると、配慮書の図は訂正できないですけども、この方法書の図として出ている図は今後訂正するというのでしょうか。

○事業者（いであ） 準備書の段階で記載する際には訂正をさせていただきたいと思います。

○顧問 分かりました。

○顧問 そのほか、よろしいですか。水関係はよろしいですか。特になければ、閉めさせていただきますが、よろしいですか。

それでは、ウィンドファーム八森山の方法書については、これで一旦閉めさせていただきます。ありがとうございました。事務局にお返しします。

○経済産業省 これをもって、八森山の方法書を終了させていただきます。今までの顧問の御意見等を踏まえまして、事業者の方では御対応頂ければと思います。

（３）株式会社ジェイウインド （仮称）新南大隅ウインドファーム

＜方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、鹿児島県知事意見＞

○顧問 それでは本日の３件目、株式会社ジェイウインドの新南大隅ウインドファーム方法書についてです。コンサルはアジア航測です。

それでは、早速、議論を始めたいと思います。この案件も、先ほどの案件と同じように、改変区域とか風車の設置予定地を提示できていけませんので、その辺はいかななもの

かと思いますが。

事業者にお伺いしますが、今の段階ではまだ風車の配置予定図というのは出せないのですか。

○事業者（ジェイウインド） 3月時点の事前の補足説明資料で、現在検討中の風車の配置案をお示ししています。

○顧問 了解です。今、見れていないのですが。ここは、道路はもう大体あるのですね。アクセス道路として林道のようなものがもう既にあって、それを一部改変しながら、管理用道路をつけるという、そういう感じですか。

○事業者（ジェイウインド） 御認識のとおりです。ここには南大隅町管理の林道が走っており、そこを基本的に利用しながら、風車を実際に建てる位置までのアクセス路等も、敷地造成を今後検討していく予定としています。

○顧問 了解です。もう1点ですが、今回、実質、新設になるのですが、古い方の佐多風力と、もう1個の根占と、両方とも撤去するのですか。

○事業者（ジェイウインド） おっしゃるとおりです。両方を撤去します。両地点の発電容量を引き継ぐ形で新しい地点での建て替え計画となりますので、両方を撤去しないといけないということになります。

○顧問 了解です。先生方から、御意見等はございますでしょうか。

○顧問 今、顧問からお話がありましたが、ここは実質、新設なのだけれども、基本的には既設の更新ということですね。そこで、補足説明資料6で撤去工事について質問させていただきました。この地点は、場所的に既設と新設が離れているということと、工事時期も1年ずれているということ等で、この環境アセスの中では触れないということになっています。確かに制度的な面は分かるのですが、既設の撤去に関わる環境影響というのは非常に気になるところです。

そのため、準備書の時で結構ですが、既設の撤去に関わる環境保全対策や環境影響評価について御説明をいただきたいというお願いです。

私からは濁水の対策等についてお聞きましたが、そのほかの先生からも基礎の撤去の話が出ていますし、撤去した後、例えば、緑化などはどのようにされるのかなども気になるところです。

○顧問 事業者の方、いかがですか。

○事業者（ジェイウインド） 御懸念のところはこちらでも認識しておりまして、自主

アセスの中でしっかり対応します。自主アセスの配慮事項等については、新設風車設置に関する法アセスの図書には掲載というところではないですが、法アセスの顧問会の中でも既設風車の撤去についてできる範囲でお示しさせていただきたいと考えております。

○顧問 分かりました。よろしくお願いします。

○顧問 今の先生と全く同じ意見です。補足説明資料でいうと35番に当たりますけれども、撤去工事はこの予測評価には含めないということではあるのですが、撤去工事というのは結構大変な作業だろうと思います。騒音の方でいうと、基礎部分のコンクリート撤去をするとき、コンクリートブレーカーからすごく大きな騒音が出ますし、出てきた廃棄物は大型トラックで廃棄物処理場のほうに運ぶことになるのだと思います。

そうすると、どれくらいの騒音振動の負荷が2つの既設発電所を撤去する場合に出てくるのか。それは事業者の責任としてやらないといけないじゃないかと思っています。

「自主的に」と書かれていますので、「じゃあ、自主的にやってください」と要請すると、要請すること自体が自主的ではなくなるから何とも言えないのですが、騒音・振動分野からですけれども、事業者の責務として、撤去の騒音のインパクトについては評価をしておくべきだと思っています。

○顧問 事業者の方、よろしいですか。

○事業者（ジェイウインド） 常日頃から、南大隅町役場とも自主的に頻繁に情報共有をしており、その中で既設の風車の撤去というのも地元の住民の方々への影響もあるということで、ここはしっかりやっていくということで従前からお話もさせていただいておりますので、ここについては住民の方々の御迷惑にならないように、自主アセスを行い、説明も適宜させていただきたいと考えております。

○顧問 そのほか、いかがでしょうか。

○顧問 補足説明資料の39ページのほかの顧問の御質問に関連しますが、既設風車に対する死骸確認調査ということ計画されているのは結構なことなのですが、回答のほうに、「直近10年間に確認されたバードストライクは2件のみ（トビ・シロハラ）」と書いてあります。参考までにお聞きしたいのは、これは誰がどういう頻度で見たのか、若しくは、たまたま定期点検のときに見つかったとか、そういうことがあるのでしょうか。

○事業者（ジェイウインド） 2点のうち、トビについては、風力発電所の保守の際に

保守点検員が見つけたものとなっています。事業者では、風車点検時に鳥が落ちていた場合には、事業者の本店の方にも連絡が上がるようになっていまして、その中で情報が上ってきたものです。

シロハラについては、昨年度から前倒しで準備書のための調査をしている中で、アジア航測手配の調査員の方が見つけたものとなります。

○顧問 シロハラを見つけたアジア航測の調査は、どれぐらいの頻度で行われたのですか。

○事業者（アジア航測） 月 1 回で実施しています。

○顧問 それから、もう 1 点お聞きしたいのは、既設の風車の立っている位置の環境は、常緑広葉樹林でしょうけれども、それから、今回、新しく造ろうとしているところの環境は、あまり変わりはない、風車が大きくなるだけというような、そういう考えでいいのでしょうか。

○事業者（アジア航測） まず、根占風力発電所については、周辺はどちらかというと農耕地が多いような環境になります。

もう 1 つの佐多風力発電所については、山林ですが、今回リプレースする場所と比較的似た樹林の環境となっております。

○顧問 例えば、トビやシロハラはどちらの方で見つかったのでしょうか。

○事業者（ジェイウインド） 今、手元にその当時の資料がないので、即答はできません。

○顧問 結構です。過去の話なのでしょうけれども、今回の新設のものについて予測する場合、既設の風車の状況がどれだけ利用できるかということについて、十分考慮していただければということです。今回の部会長の御質問に対する回答で、確認調査の頻度を上げるということでしょうから、なるべくそういうことで対処してもらえればと思います。

○顧問 関連しますが、私の質問の、週 1 回以上でやった方がいいじゃないかということに対して、ガイドラインの月 2 回に見直すということだと、ちょっと足りないかと。これは経産省がクロスチェックで実施した委託調査の結果として、小型種の死骸は 1 週間以内になくなる可能性が高いということで、大型のものについては月 2 回程度でも十分カバーできる可能性はあるのですが、コウモリとか小型の鳥についてはすぐなくなってしまう可能性が非常に高いので、週 1 程度の頻度は確保する必要があるということで、

質問を出しています。

既設の、特に佐多風力の方については、新設の予定地と似たような環境であれば、週1回程度の調査をちゃんとして、その結果をもって予測評価をするとした方がいいと思いますが、いかがでしょうか。

○事業者（アジア航測） 御意見を頂きまして、事業者といたしましては、合理化に関するガイドラインというものを参考にする中で、地域の特性、種の特性、そういったものに依拠して、必ずしも月2回の頻度ではなくという記載もございますので、そのあたりを踏まえて、月2回とすべきかどうか、サシバの渡りルートというのも既存の資料でも挙がっておりますので、そういったところを踏まえて検討をしていきたいと思っております。

○顧問 実はこのガイドラインをつくる時に私は関わってしまして、このガイドラインで月2回という頻度は週1回にしろという意見を出したのですが、環境省が風力発電適正化の元のバージョンで月2回にしているので、それを変更するのは非常に抵抗があるということで、月2回というそのままの状態になっているということなのです。

経産省の実証調査では、月2回だと頻度が足りないよというデータを出していますので、やはり週1回程度は確保していただきたいと思います。

年がら年中、週1回でやる必要があるかどうかというのはありますけれども、例えば、月2回でやるにしても、渡りの時期には1週間連続で調査をするとか、そういうやり方もあるかと思っておりますので、工夫をしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○事業者（アジア航測） 今お話し頂きましたとおり、趣旨としては、渡りなど、種の特性、地域の特性がございますので、そこを踏まえつつ、あとは、死骸調査の目的といたしましては、今後、準備書において、年間衝突個体数というものを推定していきますので、それを補足するデータという意味合いで活用できるようなデータ取得に努めたいと思います。

○経済産業省 事務局から補足をさせていただければと思います。

経産省としましては、今、顧問がおっしゃったように、死骸調査につきましては、週1回でやっていただくようにとお願いをしておりますので、ぜひそのあたりで御検討頂ければと思います。

○事業者（ジェイウインド） 検討させていただきます。

○顧問 よろしく申し上げます。それから、関連しますけれども、既設の話が出ました

ので、ついですが、特に既設の佐多風力、新設のエリアとよく似ているというところでは、風車の位置と離隔距離を考えて、定点調査なりラインセンサスなりを実施して、既存の状態ではどうなっているか、実態を把握してやると、新設の予測評価にそのまま使えるのではないかと思いますので、その辺、検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょう。

○事業者（アジア航測） 先ほど佐多発電所が類似しているということでお答えさせていただきましたが、それは樹林環境の面ということで、どのように参考にしていくか、植生ですとか標高などの類似性を踏まえて、予測・評価での必要に応じて、既設におけるデータを参考にしていきたいと思います。

○顧問 よろしく申し上げます。ついでも恐縮です。補足説明資料の25番、センサス調査について、1地点当たり15分2回で実施するということになっていますが、1回当たり15分、3地点あるわけですが、基本的に定量的なデータを取ろうとしたら、15分2回を3回繰り返す、掛ける3地点とならないといけないじゃないかと思いますので、その辺、検討していただきたいと思います。

○事業者（アジア航測） 切り返しになって恐縮ですが、今おっしゃっていただいたのは、15分×2回×3回×3地点ということでよろしいでしょうか。

○顧問 今の状態だと、1地点に15分2回で3地点あるからということになるのですが、そもそも1地点当たりのデータ数が少な過ぎるじゃないかということで、15分2回を3回、3日ぐらいうる、あるいは3回繰り返す。そして、3地点あればかなり平均化されるのではないかと、そういう意味合いです。

○事業者（アジア航測） 分かりました。趣旨といたしましては、御意見頂きましたとおり、定量性の担保という面と認識しておりますので、今頂きました点を踏まえて調査の回数を検討させていただきます。

○顧問 この回答だと、占有面積に応じて調査点を振っていますよね、2、3、1と。1だと全然だめなので、1とか2だとちょっと少ないので、1のところを3から5にしないといけないので、それも踏まえて考えてください。

○事業者（アジア航測） 分かりました。回数の点もありますけれども、地点数という面でも検討させていただきます。

○顧問 せっかくやるのに、使えるデータにしないともったいないと思いますので。

○事業者（アジア航測） ありがとうございます。

○顧問 そのほか、先生方でいかがでしょうか。騒音関係はいかがですか。

○顧問 補足説明資料の20番、9ページをお願いしたいと思います。私の質問は、建設機械の稼働に伴う騒音の予測調査地点が1か所しかないということですが、これに対して、施設の稼働に伴う予測調査地点は4か所あるということです。その4か所のうちの1か所だけが、建設機械の稼働に伴う騒音の予測地点とオーバーラップしているわけですが、その理由は何かと聞いてみたら、特に理由はないという回答があったのです。

それで、私の方で予想したのは、建設機械の稼働に伴う騒音を予測評価する場所は、風力発電機は見えるけれども、建設機械も実は見えているという、特殊な場所にあるから選定したと、そういう回答が来るかと思ったのですが、実はそうでもないということでした。

距離を見ると、ここが1kmで、施設の稼働に伴う騒音の予測地点のほかの3か所は1～1.7kmぐらいまでで、距離としては一番短いということで、ここが選ばれているのだと思うのです。でも、それはちょっと中途半端だから、WN1～4という施設の稼働に伴う騒音の予測地点に対して、建設機械の稼働に伴う騒音についても全箇所で行ったというのが私の意見です。

1kmというと、東京駅の八重洲口で工事をやっていて、有楽町の駅の南の端ぐらいで聞くような感じなのですが、東京ならほとんど聞こえないけれども、こういう静穏なところだと、もしかすると苦情が出てくるかもしれないという気がします。

ですから、多分、1km以上は予測評価しないというルールでやられているのだと思いますが、こんな中途半端にやらないで、WN1～4まで全部、建設機械の稼働に伴う騒音の予測もやってしまったらどうでしょうかという意見です。

○顧問 事業者、いかがでしょうか。

○事業者（アジア航測） 今御説明していただいたとおり、選定した1地点については、方法書の対象事業実施区域に直近という考え方を持ってはいたのですが、おっしゃるとおり、ほかの4地点と比べて差があるかという、大きく差があるわけではないという中で、御意見を踏まえて、予測地点数については検討していきたいと思います。

○顧問 こうしなければならないというわけではありませんので、自主的に検討して決めてください。

○顧問 そのほか、いかがでしょうか。

○顧問 生態系の調査は、上位性の方はもしかしたら変わるかもしれないということで、今、テンを選んでいろいろ検討していただいていると思うのですが、典型性の方はカラ類ということで、上位性のテンの方は餌資源の調査で昆虫と果実を対象にしているのですけれども、カラ類の方は餌資源が昆虫類だけとなっておりますけれども、結構種子等を利用してまして、ほかの事業では種子等も調査していただいているようなのですが、この事業に関してはそれを行わないということなののでしょうか。

○事業者（アジア航測） まず、カラ類の餌資源ということで、繁殖期に重きを置いて昆虫類をメインに考えております。ただ、御意見頂きましたとおり、雑食の種ではございますので、種子も餌になり得るということで、そこは御意見を踏まえて再検討していきたいと思います。

○顧問 繁殖期に絞ってということでしたら、分かりやすくなるかなと思うのですが、方法書に記載されている内容のみだと、通期で調査が行われるみたいですので、そのあたりも踏まえて御検討頂ければと思います。

それから、これはただコメントなのですが、昨日も同じことを言ったのですけれども、カラ類繁殖資源として、広葉樹林によくできる樹洞が結構重要になってきますので、そういうところも視点としては重要かと思いますので、御検討頂ければ幸いです。

○顧問 そのほか、よろしいでしょうか。特に御意見はございませんか。

それでは、お二人の顧問からも意見がありましたけれども、自主的に撤去するところの自主アセス的なものについては、できるだけ情報として準備書の段階でまた紹介していただけるように努力をお願いしたいと思います。

○事業者（ジェイウインド） 承知しました。

○顧問 それでは、一通り御意見が出たということで、閉めさせていただきますが、先生方、よろしいですか。では、事務局にお返しします。

○経済産業省 本日頂きました御意見と知事意見に基づきまして、大臣勧告を我々の方で考えてまいりたいと思います。

それでは、本日はこれをもちまして、新潟北部沖洋上風力発電事業の方法書、ウインドファーム八森山方法書、新南大隅ウインドファーム方法書の審査を行いました風力部会を終了させていただきたいと思います。

<お問合せ先>

商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課

電話：03-3501-1742（直通）

FAX：03-3580-8486